平成26年第5回永平寺町議会定例会議事日程

(15日目)

平成26年9月17日(水) 午前10時00分 開 議

1 議事日程

- 第 1 議案第36号 平成26年度永平寺町一般会計補正予算について

- 第 4 議案第39号 永平寺町企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定 について
- 第 5 議案第40号 永平寺町社会福祉法人の助成に関する条例の制定につい て
- 第 6 議案第41号 永平寺町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 第 7 議案第42号 永平寺町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の 運営に関する基準を定める条例の制定について
- 第 8 議案第43号 永平寺町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 第 9 議案第44号 町道の認定について
- 第10 諮問第 2号 永平寺町人権擁護委員候補者の推薦について
- 第11 陳情第 4号 地方財政の充実・強化を求める意見書採択について
- 第12 陳情第 5号 手話言語法制定に関する陳情について
- 第13 閉会中の継続審査の申出
- 第14 閉会中の継続調査の申出

2 会議に付した事件

- 第 1 議案第36号 平成26年度永平寺町一般会計補正予算について

- 第 3 議案第38号 平成26年度永平寺町農業集落排水事業特別会計補正予 算について
- 第 4 議案第39号 永平寺町企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定 について
- 第 5 議案第40号 永平寺町社会福祉法人の助成に関する条例の制定につい て
- 第 6 議案第41号 永平寺町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準 を定める条例の制定について
- 第 7 議案第42号 永平寺町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の 運営に関する基準を定める条例の制定について
- 第 8 議案第43号 永平寺町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 第 9 議案第44号 町道の認定について
- 第10 諮問第 2号 永平寺町人権擁護委員候補者の推薦について
- 第11 陳情第 4号 地方財政の充実・強化を求める意見書採択について
- 追加日程第 1 発議第 6号

地方財政の充実・強化を求める意見書について

第12 陳情第 5号 手話言語法制定に関する陳情について

追加日程第 2 発議第 7号

手話言語法制定に関する意見書について

- 第13 閉会中の継続審査の申出
- 第14 閉会中の継続調査の申出
- 3 出席議員(18名)
 - 1番 上坂久則君
 - 2番 滝波登喜男君
 - 3番 長谷川 治 人 君
 - 4番 朝井征一郎君
 - 5番 酒井 要君
 - 6番 江守 勲君
 - 7番 小畑 傅君
 - 8番 上田 誠君

- 金元直栄君 9番 樂間 10番 薫 君 齋 藤 則 男 君 11番 12番 伊藤博夫君 13番 奥野正司君 14番 中 村 勘太郎 君 15番 川治孝行君 16番 長 岡 千惠子 君 17番 多田憲治君 川崎直文君 18番
- 4 欠席議員(0名)
- 5 永平寺町議会に説明のため出席したものの職、氏名

町				長	河	合	永	充	君	
副		町			長	平	野	信		君
教		育			長	宮	崎	義	幸	君
消		防			長	竹	内	貞	美	君
総	į	務		課		Щ	下		誠	君
企	画	財	政	課	長	Щ	П		真	君
会	İ	計		課		清	水	和	子	君
税	į	務	課		長	帰	Щ	英	孝	君
住	民	生	活	課	長	野	﨑	俊	也	君
福	祉	保	健	課	長	森	近	秀	之	君
子	育	てす	支 援	課	長	藤	永	裕	弘	君
農	;	林 課		Ļ	長	小	林	良	_	君
商	工	観	光	課	長	Ш	上	昇	司	君
建	į	設		課		平	林	竜	_	君
上	下	水	道	課	長	太	喜	雅	美	君
永	平	寺	支	所	長	Щ	田	幸	稔	君
上	志	比	支	所	長	山	田	孝	明	君
学	校	教	育	課	長	南	部	顕	浩	君

生涯学習課長 長谷川 伸君

6 会議のために出席した職員

議 会 事 務 局 長 清 水 満 君

書 記 吉川貞夫君

午前10時00分 開議

~開 会 宣 告~

○議長(川崎直文君) 各議員におかれましては、お忙しいところをご参集いただき、 ここに15日目の議事が開会できますこと、心から厚くお礼申し上げます。

なお、本日傍聴に来庁されました方には、本町議会の運営等につき関心を持たれていますことまことに喜ばしい限りであります。どうか傍聴の際は傍聴心得を 熟読されまして、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

今定例会は、地球温暖化防止対策として、県、そして国で取り組みを実施して おりますクールビズ期間に伴い、本町においても議会開催中の服装はノーネクタ イ、ノー上着で臨んでおります。ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

議事日程は、会議規則第21条の規定に基づき、皆様のお手元に配付してありますので、よろしくご協力をお願い申し上げます。

ただいまの出席議員は18名で定足数に達しております。本日の会議を開きます。

- ~日程第1 議案第36号 平成26年度永平寺町一般会計補正予算について~ ~日程第2 議案第37号 平成26年度永平寺町国民健康保険事業特別会計補 正予算について~
- ~日程第3 議案第38号 平成26年度永平寺町農業集落排水事業特別会計補 正予算について~
- ○議長(川崎直文君) 日程第1、議案第36号、平成26年度永平寺町一般会計補 正予算について、日程第2、議案第37号、平成26年度永平寺町国民健康保険 事業特別会計補正予算について及び日程第3、議案第38号、平成26年度永平 寺町農業集落排水事業特別会計補正予算についての件を一括議題とします。ご異 議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(川崎直文君) 異議なしと認めます。

よって、日程第1、議案第36号、日程第2、議案第37号及び日程第3、議 案第38号を一括議題とします。

本件は、去る平成26年9月3日、予算決算常任委員会に付託されました議案 であります。皆様のお手元に配付のとおり、委員長より審査報告書が提出されて おります。 本報告書の朗読を省略し、委員長の報告を求めます。

8番、上田君。

○予算決算常任委員会委員長(上田 誠君) それでは、予算決算常任委員会の報告 を行います。

議案第36号及び議案37号及び議案38号は当委員会に付託されたものであります。9月11日9時より11時54分まで、慎重なる審議を全議員において行いました。

36号、平成26年度一般会計補正予算につきましては、マイナンバー制度、 それから定住促進事業、臨時福祉給付事業、除雪車委託費、ICカード標準システム、松岡公園管理諸経費、みんなの第九コンサート補助金等の審議を行いました。

審議の結果、第36号においては賛成多数にて可決、及び37号、38号につきましては全員にて可決いたしました。

以上、報告といたします。

○議長(川崎直文君) これより、日程第1、議案第36号から日程第3、議案第38号までの3件について1件ごとに行います。

日程第1、議案第36号、平成26年度永平寺町一般会計補正予算について、 討論に入ります。

討論ありませんか。

9番、金元君。

○9番(金元直栄君) 私は、今9月一般会計補正予算についての反対意見を申し上 げます。

いろんな内容を見てみますと、町民にとって必要な予算のあることは認めます。 反対の主な理由は3つです。

1つは、いわゆるマイナンバー制度と言われる社会保障・税番号対応個人情報 保護制度再構築支援業務委託料、これでマイナンバーのいろんな問題について、 事業に与える影響について調査するという話でしたが、実はこれ以前に住基番号 という個人への番号が既に付されています。これらは何のために導入したのか、 またどうなっていくのか、この住基番号も同じような導入目的ではなかったのか、 それらの総括もなしに、これらの新たな制度へ、いわゆるこれまでやってきたこ とを全てチャラにして新しく制定する、そのほうが安上がるというやり方につい ては余りにも乱暴きわまりないという立場であります。 もう1点はICカード標準システム事業で、いわゆる自動交付機の問題です。 これには、セキュリティのためということでデータの暗号化ということが出されていますけれども、本庁の1階入り口窓にあります自動交付機についても、この交付機は今後コンビニ交付に変わることからどうなっていくのかわからないということで明確な方向性が出ていません。そこらが曖昧なまま、さらに予算を追加していいのか。ただ期限があって、これをやっておかないと使えなくなるということでは、これはまさに安易な進め方ではないかと思う点です。これについて町に責任はなくとも、やはりきちっとした対応、町の責任も含めて、責任はないとはいえども、そこも含めてきちっと総括すべきであります。

もう1点は、臨時福祉給付金支給事業であります。本町の対象者は2,800人。これまでの交付は報告では、申請者は約1,300人。つまり、たしか交付期限が10月末ですか、になるということではありますけれども、もう随分たっているのにまだこの状況。これを見てみますと、本当に国は交付するつもりがあったのか。そういう交付の仕方というのは、まさに地方自治体にとっては煩雑きわまりない事務が押しつけられるというだけのことにもなりかねませんし、何よりもその方向性が明確でないというやり方をしているのでは、——これは自治体ではない。国もですよ——進めているのでは、これは問題です。これらについては早急な対策を立てない限り、いわゆる完全交付、目標数値にも達しないということにもなりかねません。

これらを見ていると、今度の補正予算、やはりどうしても認めるわけにはいかないという討論を行っていきます。

○議長(川崎直文君) 次に、原案に賛成の発言を許します。

賛成者、いらっしゃいませんでしょうか。

ないようですから、討論を終わります。

ほかに反対の方の討論ありますか。

8番、上田君。

○8番(上田 誠君) 予算常任委員長でありますが、反対の立場を明確にしたいと 思います。反対というよりも、採決に加わらないことを宣言したいと思います。

当予算につきましては、先ほど言いましたようにマイナンバー制度、このシステムの個人情報漏えいにつきましては、幾多いろんな立場、またいろんな報道機関においても懸念されている部分がありますし、事実、今までいろんな形で出されていた経緯もあるかと思います。また、住民基本台帳による番号、そしてそう

いう二重の番号をどう解消するかという点がまだ明確になっていない。

それから自動交付についてでありますが、住民基本台帳のときも福井県内、あわらと永平寺町だけが先行して行ったものであります。これにつきましては、福井市等大きな市町村についてはそれを行っておりません。そういう中から今回の交付機が、新旧システムにより当役場に設置されている交付機が使えなくなる。そういうふうなことも考えますと、こういう予算は必要ではあると思いますが、今まで町がとってきた経緯の中から、これについて異議を申したいと思いますので、この議案については参画しないことを言っておきたいと思います。以上です。

- ○議長(川崎直文君) 繰り返します。原案に賛成の方、発言を許します。 14番、中村君。
- ○14番(中村勘太郎君) 先ほどのマイナンバー制度、ICカード標準システムの事業、臨時福祉給付金支給事業につきまして、賛成討論といたしまして今立たせていただきましたが、詳しくは理事者からの説明を求めます。
- ○議長(川崎直文君) 討論ですので説明はありません。

ただいま賛成者の発言がありました。

続きまして、反対のご発言はございませんでしょうか。

17番、多田君。

○17番(多田憲治君) 私は、今回の補正予算におきまして、社会教育費の第九コンサート、1クラブ名指しの補助について反対の立場をとらせていただきます。 ことしは町長選挙の年という形で、当初予算は骨格予算、また新町長のもと、 6月補正で肉づけ予算を提出したばかりでございます。

当クラブ、この第九コンサートクラブは町が要請した、またこのクラブが県の大会で最優秀賞に輝き、大阪、名古屋あたりで次の大会のために、9月議会において補正案件としてバスのそういう賃金の補助というならば十分理解をするわけでございますが、昨日、当クラブの収支予算を拝見しましたが、120人の大合唱団を引っ張っていく役員の採算のとれない支出計画、悪く言えば、昨年のスポンサーがなくなったから町の補助金30万円を当てにした予算書で、7月に泣きついて町に要望しただけのことと疑問を感じているわけでございます。

昨日、委員会の席上、社会教育費予算から急遽、この案件に直接関係ない総務 課からわがまち夢プラン育成支援事業補助金交付要綱を提出されていますが、中 身を見ますと、従来の1回限りの事業の予算が今回3回限りと記載されており、 当クラブに向こう2年間の先付予算にもうかがえます。最も公平な公民館運営審議会の意見を問わずに、文化協会22団体、公民館活動のクラブ、サークル等で103団体の総勢1,200人余りの会員が自分たちの生活費を切り詰め、また育成指導者のボランティアで自主的に会の運営、質の高い文化事業を提供、活動している団体、また町民の目線からますます不公平の疑惑を抱くだけであり、私は当クラブへの補助は反対の立場をとらせていただきます。

- ○議長(川崎直文君) ほかに討論はありませんか。 2番、滝波君。
- ○2番(滝波登喜男君) そもそも補正予算というのは当初予算を補正するものであります。すなわち、当初では出てこなかった、急遽必要となる予算を計上するものであります。

今回の9月補正予算を全体的に見ますと、ほとんどが国からの急遽の交付金、あるいは国の制度が当初では決まらなかったが今回決まったことによって交付されると、その裏づけの予算があって、今回、町が予算を立てているというのが主なものであります。先ほど来出ておりますマイナンバー制度等につきましては、国が国民の福利厚生のためにやっていく事業でありますので、これを本町といたしましても予算をつけて実施をしなければ、動かなければ、かえって住民に大変な迷惑といいますか、ということになりかねません。ですから必要な予算であると思います。

また、町単での予算を見ますと、商店街の事業に対する補助の予算、また第九 コンサートの事業に対する予算であります。これらにつきましても要綱、いわゆ る交付要綱、補助要綱等がきちっと整備された上で、それにのっとって申請をさ れ、十分審査をした上でこの予算になっているということでありますし、両方と も非常に町民にとって意義深い事業であると考えます。

ですから今回の補正予算については、いろいろ意見はあるにしても、これは今 後改善していく点もあろうかと思いますが、おおむね賛成であるというふうに思 いますので、賛成の討論とさせていただきます。

○議長(川崎直文君) ほかに討論はありませんか。

ないようですから、討論を終わります。

日程第1、議案第36号、平成26年度永平寺町一般会計補正予算についての件を採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。本件は委員長報告のとおり可決するこ

とに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長(川崎直文君) 起立多数です。

よって、本件は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第2、議案第37号、平成26年度永平寺町国民健康保険事業特別 会計補正予算について、討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(川崎直文君) 討論なしと認めます。

採決します。

本件に対する委員長報告は可決です。議案第37号、平成26年度永平寺町国 民健康保険事業特別会計補正予算についての件を委員長の報告のとおり決定する ことにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(川崎直文君) 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第3、議案第38号、平成26年度永平寺町農業集落排水事業特別 会計補正予算について、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(川崎直文君) 討論なしと認めます。

採決します。

本件に対する委員長報告は可決です。議案第38号、平成26年度永平寺町農業集落排水事業特別会計補正予算についての件を委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(川崎直文君) 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長の報告のとおり可決されました。

~日程第4 議案第39号 永平寺町企業立地促進条例の一部を改正する条例の 制定について~

○議長(川崎直文君) 次に、日程第4、議案第39号、永平寺町企業立地促進条例 の一部を改正する条例の制定についての件を議題とします。

本件は、去る平成26年9月3日、総務常任委員会に付託されました議案であります。皆様のお手元に配付のとおり、委員長より審査報告書が提出されております。

本報告書の朗読を省略し、委員長の報告を求めます。

14番、中村君。

○総務常任委員会委員長(中村勘太郎君) それでは、総務常任委員会より、議案第 39号、永平寺町企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定についての報告 をさせていただきます。

去る9月12日金曜日午前9時より、全委員、それと町長、副町長以下、所轄 理事者の出席を求めまして、委員会を開催させていただきました。

今回のこの条例の一部改正においては総務省告示による分類表示の変更であ り、総務常任委員会においては可決といたしましたので、妥当な決議をよろしく お願いいたします。

以上です。

○議長(川崎直文君) これより、委員長の報告に対して質疑を行います。 質疑ありませんか。

9番、金元君。

○9番(金元直栄君) これは行政にぜひ言いたいとは思っていたんですが、実はこの条例の改定というのは、いわゆる法律による分類の変更ですよね。それによって一々条例の変更があるんですね。でも中に、例えば、平成14年総務省告示第139号というのはいいですけれども、分類とかそういうのをそれなりに条項で内容を示しておけばそういう変更もなくて済むということもあり得るので、それは条例中いろんなところにあるんですね。余計な議会での議決が必要なくなるという意味から、ぜひそういうことも考えて条例制定をやっていってほしいと。わかると思うんですね。そういうことです、私の言いたいのは。

その辺で、委員長、何かお考えがあれば。

- ○議長(川崎直文君) 14番、中村君。
- ○総務常任委員会委員長(中村勘太郎君) ただいまの金元議員さんのそういったことでございますけれども、先ほども申しましたとおり、この条例につきましては、 理事者と申すよりも、やはりこれは国の告示による一部分類の内容の改正という ことで、ひとつご了解いただきたいというふうに思っているところでございます。
- ○議長(川崎直文君) ほかありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(川崎直文君) ないようですから、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(川崎直文君) 討論なしと認めます。

採決します。

本件に対する委員長報告は可決です。議案第39号、永平寺町企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定についての件を委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(川崎直文君) 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長の報告のとおり可決されました。

- ~日程第5 議案第40号 永平寺町社会福祉法人の助成に関する条例の制定について~
- ○議長(川崎直文君) 次に、日程第5、議案第40号、永平寺町社会福祉法人の助成に関する条例の制定についての件を議題とします。

本件は、去る平成26年9月3日、教育民生常任委員会に付託されました議案 であります。皆様のお手元に配付のとおり、委員長より審査報告書が提出されて おります。

本報告書の朗読を省略し、委員長の報告を求めます。

2番、滝波君。

○教育民生常任委員会委員長(滝波登喜男君) 議案第40号、永平寺町社会福祉法 人の助成に関する条例の制定についてを、9月12日に当委員会で委員全員出席 のもと慎重に審議をいたしました。

この本町の社会福祉法人の助成に関する条例につきましては、本来もっと早く制定をすべきであったものでありますが、今回制定をするに至ったということであります。対象となる社会福祉法人は、社会福祉協議会を初めとする町内4つの団体があるものと聞いております。それらに対する助成をする上でこういう条例、あと細かい点については規則等を定めまして、それに基づいて助成をするということであります。これは非常に大切なものでありますので、本委員会においては賛成ということで可決成立をいたしました。

以上、報告を終わります。

○議長(川崎直文君) これより、委員長の報告に対しての質疑に入ります。 質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(川崎直文君) ないようですから、討論に入ります。 討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(川崎直文君) 討論なしと認めます。

採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第40号、永平寺町社会福祉法人の 助成に関する条例の制定についての件を委員長の報告のとおり決定することにご 異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(川崎直文君) 異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

- ~日程第6 議案第41号 永平寺町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する 基準を定める条例の制定について~
- ~日程第7 議案第42号 永平寺町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について~
- ~日程第8 議案第43号 永平寺町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に 関する基準を定める条例の制定について~
- ○議長(川崎直文君) 次に、日程第6、議案第41号、永平寺町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、日程第7、議案第42号、永平寺町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について及び日程第8、議案第43号、永平寺町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についての件を一括議題とします。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(川崎直文君) 異議なしと認めます。

よって、議案第41号から議案第43号までの3件を一括議題とすることに決定しました。

本件は、去る平成26年9月3日、教育民生常任委員会に付託されました議案

であります。皆様のお手元に配付のとおり、委員長より審査報告書が提出されております。

本報告書の朗読を省略し、委員長の報告を求めます。

2番、滝波君。

○教育民生常任委員会委員長(滝波登喜男君) 今回議案に上程されました子どもに 関する法案でありますが、これは平成24年8月に子ども・子育て関連3法が国 で制定をされ、そして27年、来年の4月からその制度が施行されることに伴う 条例の制定であります。

特に今回は、家庭的保育事業に関する条例であります。これは新たに、特に民間の事業者が家庭的保育事業、4つ事業があるわけですが、この4つについて本町が認可をするその基準を定めたものであります。

また、2つ目の特定教育・保育事業の設備及び特定地域保育事業の運営に関するものにつきましては、これも同じように、特定教育・保育施設、特定地域型保育事業の運営に関する基準を定めたものであります。

そして最後に、放課後児童健全育成事業ということで、本町でも実施しております放課後児童クラブに関する基準を定めたものであります。特に本町が認可をするということでありますので、これは重要な基準になってきております。

当委員会では、9月12日、そして16日の2日間に分けまして慎重に審議をいたしました。初めての条例、初めてのことでありますので、いろいろわからない点あるいは今後問題になる点は多々あろうかと思いますが、27年の4月スタートに向けて本町もまずは条例を整備をすることが大事だろうということで、当委員会では原案に賛成することで可決をいたしました。

以上、報告を終わります。

- ○議長(川崎直文君) これより、日程第6、議案第41号から日程第8、議案第4 3号までの3件について1件ごとに行います。
- ○9番(金元直栄君) 委員長報告に対する質疑。
- ○議長(川崎直文君) 今、これからやります。1件ごとにやりますのでよろしくお願いします。

まず、日程第6、議案第41号、永平寺町家庭的保育事業等の設備及び運営に 関する基準を定める条例の制定についての件を行います。

これより、委員長報告に対して質疑を行います。

質疑ありませんか。

9番、金元君。

- ○9番(金元直栄君) これ一括上程でなかったんですか。
- ○議長(川崎直文君) 上程をして1件ずつ質疑等も行います。
- ○9番(金元直栄君) 質疑もそれでいいですね。

簡単に。この条例について、一つは、本町の現在ある保育水準を、5つの分類とか7つの分類とか、それにプラスアルファっていうのがあるんですが、その保育所の設置基準を今の本町の水準から引き下げる内容となっています。それでいいのかどうか。やっぱり条例制定となると、私は本町独自のものをすべきではないかなと思っています。

もう一つ、特にこれは国の制度の改定によってつくられるものですけれども、 今、分権の時代と言われています。やはり条例をつくるというのは分権時代に、 地方の力も、実力も示していくべきことがあると思うんですが、これらの中で、 私はやっぱり国の言いなりになった内容の基準を設ける条例というのはいかがか と思います。独自のものをつくるべきだと思うんですが、その辺でのお考えをお 聞きしたいと思います。

- ○議長(川崎直文君) 2番、滝波君。
- ○教育民生常任委員会委員長(滝波登喜男君) まず、本町の保育と から引き 下げる内容であるということでありますが、今回制定をいたしますそれらの家庭 的保育事業といいますのは、いわゆる民間が参入するものであります。当然町と いたしましても、町の子どもたちを守るという責務もありますが、もう一方、民間の活力を増進させるという意味合いもあります。そういった意味で、いわゆる どこまでが町として認められるかという基準を定めたものであります。この基準 は、いわゆる最低ラインの基準というふうにお考えをいただきたいと思います。

その中には、特に保育を充実する職員につきましては、当然資格を持っている保育士ということが一番よろしいのでありますが、一方、譲るという言い方はおかしいかもわかりませんが、県の一定研修を、厳しい研修を受けた上で、それでもってなおかつ町が判断をし、そして認めるというような最低ラインの条文になっております。また、町独自でそれ以上にしていただきたいということで、町のほうも勧告をするという文言も入っております。ですから最低ラインの条例ということでありますので、その時々に応じ、本町の独自な考えも盛り込んで認可をするということもできるのではないかということであります。

2つ目の分権の時代ということでありますが、町のほうでも、本町の実情に合

わせて国の定める規定も見ながら十分判断をしたという報告も受けております。 まだまだ改正する余地はあろうかと思いますが、先ほども言いましたとおり、27 年の4月に迫っていますので、まずは制定をしながら、今後、事情によっては変 えるということも必要ではないかなということだと思っております。

以上であります。

○議長(川崎直文君) ほかに質疑ありませんか。

ないようですから、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ありませんか。

8番、上田君。

○8番(上田 誠君) それでは、反対の立場の討論をしたいと思います。

今ほど委員長の説明にもありましたように、本条例案につきましては、現在まだ大都市圏で非常に課題となっている待機児童解消のための、ある面では救済の法律と言っても過言ではないんですが、平成24年8月に制定された子ども・子育て関連3法により、県から市町自治体に認可が変更になる条例であります。当町においても民営の、特に家庭的保育事業、また小規模保育に関する基準を定める条例であります。

当町は今まで、子育て支援のまち、また教育充実をしたまちということであります。本条例案においても町立の幼児園と同等の資格、保育従事者の資格の基準にすべきであると思います。こういう基準の認可を認めることにより、ある面では2つの基準ができるということにもなりかねません。よって、国から示された基準並びに次の42号の運営による条例でなく、町の基準による条例を定めるべきであると考えます。

よって、41号並びに42号の条例に対して反対の立場をとるものであります。以上です。

- ○議長(川崎直文君) 次に、原案に賛成者の発言を許します。 7番、小畑君。
- ○7番(小畑 傅君) 地域型保育事業、これは家庭的保育事業及び小規模の保育事業でありますが、平成27年よりの交付を予定しております。今上田議員もおっしゃったように、本来は都市部における待機児童の解消が主たる目的だったと思っております。それと、元来県の許認可事業であったこの保育事業を、今般から市町の許認可事業におろしてきたことによる条例であります。

本町のような子育で支援の行き届いた行政等におきましてはなじまないとは思いますが、多様な職場環境等々がございまして、それに対応すべく、これからの保育事業、子育で支援を、これを考えますと、この条例によって国からの支援も受けられます。それから無許可、無認可の施設を極力なくすことからも、これに賛成するものであります。

- ○議長(川崎直文君) 次に、原案に反対者の発言を許します。 9番、金元君。
- ○9番(金元直栄君) 私は、議案第41号、永平寺町家庭的保育事業等の設備及び 運営に関する基準を定める条例の制定についての反対の態度を述べます。

今小畑議員が言われましたけれども、特定地域型保育のそれに関するのは42 号の議案ですから。今は41号です。

国の子ども3法の成立に伴い、それに伴う保育所設置基準や運営基準、また放課後児童クラブ等の設置や運営基準を各自治体で条例化するものですが、答弁では、町内在住の子育てについて町は公平性を確保するかの質問に対して、町は当然のことと答弁しております。

しかし、この条例を見ますと、一つは、いわゆる保育所の設置基準を、待機児 童解消のためにを口実に、家庭的保育から小規模保育、事業所内保育等々と細分 化して、その設置基準をばらばらにして、特に子どもの保育、成長にとって最も 大事な子育ての段階で、保育士の資格がなくても保育所の開設ができるとか保育 そのものを認めるという、まさに子育ての基準を引き下げるものとなっているもので、認められません。特にこの点では、本町にはない待機児童の解消を口実にしているもの、全国ではこの10年で、保育園では146人もの乳児の死亡事故 が起きています。この実態があるわけです。その多くが乳幼児ということを見ますと、この分野での保育の基準引き下げというのはとても理解できないというの が第1の理由です。また、この点では、保育士資格を有しない人も一定の研修を 受ければよいとしていたり、それも経験などを根拠に町長の判断によるみなし条項があることは大いに問題だと私は思っています。

さらに、本来、保育所の基準は1種類でよいのに、殊さら細分化することでその設置基準も、まさに小規模保育所というだけでA型、B型、C型とばらばらにして、これまである本町の保育所の水準をより低めることは、企業の参入をよりしやすくするという狙いがあるとはいうものの、子どもの安全性や子育ての公平性確保は大きく損なわれること、余りにも安易だと思う次第であります。さらに、

有資格者に限らず保育ができるようにするということは、保育の質を低め、安上 がりの保育に通ずる常套手段。この点からも認められないと思っています。

この条例の設置基準の内容は、本町がこれまで子育てのまちとして築き上げてきたものを、幾ら国の指針とはいえ、国も、自治体で設ける条例については地域の実情に応じた内容を定めることは認めるという町の説明にもあるとおりですけれども、そうしているにもかかわらず、わざわざ本町の水準を引き下げている、低いほうの基準に合わせるなどは、この地方分権の時代と言われるときに、地方自治体はみずから考える能力も、この条例をつくるという絶好の機会をみずから投げ捨てるものになってしまうのではないかと私は心配しております。

分権のときに自治体は考える能力を持たないという、だから分権がなかなか進まないんだと評する人たちもいるわけですから、これらを払拭するように町独自のものを条例として定めることを高らかとやっぱり宣言することは非常にこの時代大事だという立場から、私はこの議案第41号に反対の立場をとっていきます。

○議長(川崎直文君) 次に、原案に賛成者の発言を許します。

討論はありませんか。

ないようですから、討論を終わります。

議案第41号、永平寺町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についての件を起立により採決します。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長(川崎直文君) 起立多数です。

よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第7、議案第42号、永平寺町特定教育・保育施設及び特定地域型 保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定についての件を議題とします。

これより、委員長報告に対しての質疑に入ります。

質疑ありませんか。

9番、金元君。

○9番(金元直栄君) これ非常にややこしい条例で、この内容を見てみると、これがいわゆる幼保一元化の条例になっている。たしかそうですよね。そこはあんまり説明なく進んできたんですね。小学校との連携などということで、保育について時間で区切っている内容があります。

そこで、その辺、一元化の問題ではあるんですが、ただ、その保育料の区分等

についていうと、今までの幼稚園のやつとはこの内容では変わってきますし、保育料などについても今度は追加徴収ができるとなっているんですね。その点については、行政は答弁では行政が認めるんだということを言っていましたけど、全国の例では、申請が出てきて行政がそれをだめだと言うのはあんまりないという話ですし、また、それらについて見ていると、特に経営が赤字になりますよって言われたら、それは認めざるを得なくなるということがあります。追加徴収の分とかそれ以外の実費徴収の分もあるということですから、その辺はどうお考えでしょう。

- ○議長(川崎直文君) 2番、滝波君。
- ○教育民生常任委員会委員長(滝波登喜男君) 今の追加徴収の分は、ちょっと行政 のほうからまずご答弁いただけたらと思います。
- ○議長(川崎直文君) 子育て支援課長。
- ○子育て支援課長(藤永裕弘君) 今ほどの追加徴収についてのご質問でございますが、今回、この追加徴収、実費徴収と上乗せ徴収の2種類ございます。実費徴収につきましては通常保育に必要とされる経費、例えば文房具とか制服、遠足代とか給食、行事、バス代などがございます。これは国の公定価格がございまして、これに上限額が一応定められることになっております。当然この実費徴収につきましては保護者の同意が必要となります。

また、上乗せ徴収、これにつきましては、保育の質の向上を高めるような上で特に必要と認めるものでございます。これは、平均的な水準を超えた施設の設備とか、あとは公定価格で補えないもの、例えば特殊な教育をするとか教えるとか、そういうことになるわけでございますが、これにつきましては書面によって保護者の同意が必要となってきます。また、私立におきましては、市町村との協議の上、承認を受けることが必要となってくるところでございます。

以上でございます。

○議長(川崎直文君) ほかに質疑ありませんか。

ないようですから、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

9番、金元君。

○9番(金元直栄君) 私は、議案第42号、町特定教育・保育施設及び特定地域型

保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について、この条例の案について反対の立場をとるわけですが、一つは、これがまだ十分論議されているかどうかというより、本町では既に進んでいる幼保の一体化、特に5歳児を保育園で保育するようになって、ただ預かるという保育事業から一歩進んでいるというのはこれまでもやられてきた実績であります。

ただ、これらが、ある一定条例化されることによってその水準が下がらないかというのは、また混乱しないかというのは私の心配でもありますけれども、今回の内容、主にこの事業運営の内容で、一つは保育料について追加徴収ができるとあるわけです。国の保育料の基準額というのは、未満児の最高額で10万4千円。これがいかに実情に合わないかは、もう皆さんお聞きのとおりだと思うんですが、この保育料に対して上乗せ徴収が可能となるわけです。もっとも各自治体ではこの未満児の最高額では高過ぎるということで、町独自にそれを補塡して安く抑えているというのは実態ではありますけれども、そういうことが可能になるということであります。

追加徴収については実費分と追加分があって、これを認めるかどうかは町が判断するというのが町の説明でありますけれども、逆に、赤字になるとか、特別教育で民間との差を示して、これが本園の特徴だと言われれば、その根拠を突き崩す自治体の、いわゆる反論というのはなくなるわけであります。保育単価である公定価格が安く抑えられるということも、例えば、介護保険や障がい者の施設運営でもこの公定価格が定められ、その運営単価が安く抑えられました。年間何百万という不足金が生じたという実例があります。これらと同じようなことをやられれば、まさに経営が赤字と言われれば、町としては認めざるを得ない状況にもなるわけです。それを上回る自治体職員の知識や説得力がこれから求められることになりますけれども、この条例の制定する内容を見てみますと、なかなかその辺は大変だなと私は思うところであります。

この条例2つを見てみますと、あとは論議しませんけれども、いわゆる放課後 児童クラブ等の設備や運営に関する基準等の条例については反対するつもりはあ りません。これはしっかり守っていっていただければいいということを言います けど、全体としては、先ほど制定された条例等を見ますと、基準を引き下げ、安 上がり保育の奨励で民間が入りやすくするというのが一つの国の方針でありま す。その内容基準の条例は本町に合わない。私は、この内容は、子育てについて は町が責任を持つとして発展、確立したこの町の方針とは反すると思っています。 そこをやはり高らかに宣言して、条例、独自のものをつくっていくべきという立 場から反対の立場をとっていきます。

- ○議長(川崎直文君) 次に、原案に賛成者の発言を許します。 7番、小畑君。
- ○7番(小畑 傅君) 先ほども申しましたように、本町における子育で支援、大変行き届いておるわけですが、このレベルを今引き下げるという問題ではありません。この水準を維持したまま、先ほども申しましたように、これからの労働環境、職場環境が変わってくる中で、これにやはり対応すべく、いわゆる国からの支援も受けられる、それから、先ほども申しましたように、無認可の施設もなくすということが大きな問題であろうという思いがします。

よって、これは賛成するものであります。

○議長(川崎直文君) ほかに討論はありませんか。

ないようですから、討論を終わります。

議案第42号、永平寺町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に 関する基準を定める条例の制定についての件を起立により採決します。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長(川崎直文君) 起立多数です。

よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第8、議案第43号、永平寺町放課後児童健全育成事業の設備及び 運営に関する基準を定める条例の制定についての件を議題とします。

これより、委員長報告に対しての質疑に入ります。

質疑ありませんか。

9番、金元君。

○ 9番(金元直栄君) 1点だけ。

今回、この放課後児童クラブが一つの条例の制定によって基準化される。その 子どもたちを見ていく指導員の資格とか、また設備の内容、これら基準面積等に ついても規定されることになります。

そういう中でちょっと不安なのは、本町は現在、4年生まで見るということを言っていますけれども、今度の場合は小学校6年生まで、卒業まで放課後児童クラブに申し込めば、ある意味、断れないことになるわけですが、そういう中でそれらに対応する行政の姿勢やそういうものは確認されていたのでしょうか。

- ○議長(川崎直文君) 2番、滝波君。
- ○教育民生常任委員会委員長(滝波登喜男君) 今おっしゃるとおり、現在4年生までとなっておりますが、今後、以前から6年生までというようなことも聞いておりました。ただ、実態として、5年生、6年生になりますと、小学校のスポーツ少年団等のサークル活動等でなかなか要望がないようなことも聞いております。ただ、行政としては前向きな姿勢でということは以前から聞いておりますので。答弁になるかわかりませんけれども。

なお、補足説明がありましたら、行政のほうでお願いをいたします。

- ○議長(川崎直文君) 子育て支援課長。
- ○子育て支援課長(藤永裕弘君) 今ほどのご質問でございますが、今ほど委員長が申し上げたとおり、今、永平寺町、全国では一応3年生までが児童クラブの対象となっておりますが、本町は先駆けて4年生までをお預かりしているところでございます。

今回6年生までお預かりすることができるということで、今ほどのご質問ですが、4年生、今、学年でいきますと低学年のお子様が多いのは事実でございます。 学年が上がるごとに、やはり少なくなっております。これはどのクラブも同じ状況でございます。5年生、6年生になりますと、4年生もそうなんですが、特に永平寺町ではスポーツ少年団が盛んで、そちらのほうに参加するお子様もふえておりますし、高学年になればなるほど習い事とか塾とかに行かれるお子様もいらっしゃいます。また、5年生、6年生になれば、自分でうちへ帰って、自分で留守番をするというお子様も多くなっているのが現状でございます。今ほどですが、6年生までを受け入れるということで、施設のほうも今のところ対応は可能というふうに考えております。

以上でございます。

- ○議長(川崎直文君) ほかに質疑ありませんか。 9番、金元君。
- ○9番(金元直栄君) ある意味、今度の放課後児童健全育成事業、いわゆる学童クラブ等の基準の設定というのは、僕は非常にいい面があると思うんです。行政などもこれまで曖昧にしてきた面もありますので、これをきちっと守ることで、さらに子どもの安全、健全育成に資してほしいと思いますし、ある意味、例えば、放課後児童クラブが児童館で行っているということで、児童館には一般の子どもたちも遊びにきますから、その併用の問題も今度は提起されていることになるわ

けですからそこらも十分考えてほしいと思いますし、もともと、いわゆる学童保育という名称で始まったこの事業、行政が手をこまねいているときにも、お父さん、お母さんの願いの中で、ここに全国、民間というんですか、父母有志で積み上げられてきた歴史があります。これを以前、行政が放課後児童クラブということで全部、国の基準に当てはまらなかったら認めないよということで奪ってきた経過もありますから、こういうのを見ると、ある意味、これについては民間の人たちも含めて自由にできる条件づくりというのは大事なんかな。それに対して行政もしっかり見ながら支援をしていくという体制がとれるように願って、この条例については私は反対の立場はとりません。

- ○議長(川崎直文君) ほかにありませんか。 1番、上坂君。
- ○1番(上坂久則君) 子どもを預かっている施設はありますけれども、これ今度できる条例もあわせて、本当に子どもたちにとって安全面で満点なのか、あるいはもっと改善するような余地があるのではないかなというふうに、どことは言いませんけど、その辺での現場のほうをよく、現施設を見て、当然本当にそれぞれの預かっている保育士さん等から現状をよく把握した上で委員会として結論を出したのか。その辺の実態をお聞かせください。
- ○議長(川崎直文君) 2番、滝波君。
- ○教育民生常任委員会委員長(滝波登喜男君) 学童保育の職員あるいは施設面については、過去からもいろいろ指摘するところがありました。ただ、今まで基準というものが、ある意味なかったということもありましたので、今回、国の基準に沿って本町として考え、これらの基準を定めたということは、非常に大きな意義があると思います。

今後は、この基準に基づいて、当町の施設あるいは職員がきちっと基準に沿うような形になるように、今後とも委員会として見守っていきたいなと思っております。

以上です。

○議長(川崎直文君) ほかにありませんか。

ないようですから、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ありませんか。

討論なしと認めます。

採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第43号、永平寺町放課後児童健全 育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についての件を委員長 の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(川崎直文君) 異議なしと認めます。

よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

~日程第9 議案第44号 町道の認定について~

○議長(川崎直文君) 次に、日程第9、議案第44号、町道の認定についての件を 議題とします。

本件は、去る平成26年9月3日、産業建設常任委員会に付託された議案であります。皆様のお手元に配付のとおり、委員長より審査報告書が提出されております。

本報告書の朗読を省略し、委員長の報告を求めます。

4番、朝井君。

○産業建設常任委員会委員長(朝井征一郎君) 産業建設常任委員会から説明させて いただきます。

平成26年9月16日9時から、委員6名出席のもと、そして理事者側から町 長初め、各課の課長さんに出席をいただき、議案第44号の町道の認定について 審議いたしました。

審議の結果、永平寺参(まい)ロードの完成に伴い、今後、安全管理、道路維持などを図るため、今回の町道を認定と判断し、産業建設常任委員会において可決といたしましたので、妥当な決議をよろしくお願いいたします。

○議長(川崎直文君) これより委員長報告に対して質疑を行います。 質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 (川崎直文君) ないようですから、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(川崎直文君) 討論なしと認めます。

採決します。

本件に対する委員長報告は可決です。議案第44号、町道の認定についての件 を委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(川崎直文君) 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長の報告のとおり可決されました。 暫時休憩いたします。

(午前11時 分 休憩)

(午前11時 分 再開)

○議長(川崎直文君) 休憩前に引き続き再開します。

~日程第10 諮問第2号 永平寺町人権擁護委員候補者の推薦について~

○議長(川崎直文君) 次に、日程第10、諮問第2号、永平寺町人権擁護委員候補 者の推薦についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長(平野信二君) ただいま上程されました諮問第2号、永平寺町人権擁護委 員候補者の推薦について、提案理由のご説明をいたします。

議案書154ページをお願いいたします。

永平寺町人権擁護委員8名のうち3名の方が、本年12月31日に任期満了となりますので、福井地方法務局に対しまして再任を推薦いたします。人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づきまして、議会の意見を求めるものでございます。

再任の推薦をお願いする方は、田中眞佐子氏、齊川静子氏、比島直美氏です。

3名の方の略歴につきましては、議案書155ページから157ページの記載の とおりでございます。

いずれの方も人格、識見ともにすぐれた方でございますので、よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

終わります。

○議長(川崎直文君) これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

ないようですから、質疑を終わります。

お諮りします。

本件は、田中眞佐子君、齊川静子君、比島直美君を適任とすることです。ご異

議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(川崎直文君) 異議なしと認めます。

よって、諮問第2号、永平寺町人権擁護委員候補者の推薦についての件は、田中眞佐子君、齊川静子君、比島直美君を適任とすることに決定しました。

暫時休憩いたします。

(午前11時22分 休憩)

(午前11時23分 再開)

○議長(川崎直文君) 休憩前に引き続き再開します。

本件は、お手元に配付しました意見のとおり答申したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(川崎直文君) 異議なしと認めます。

よって、諮問第2号、永平寺町人権擁護委員候補者の推薦についての件は、お 手元に配付しました意見のとおり答申することに決定しました。

~日程第11 陳情第4号 地方財政の充実・強化を求める意見書採択について ~

○議長(川崎直文君) 次に、日程第11、陳情第4号、地方財政の充実・強化を求める意見書採択についての件を議題とします。

本件は、去る平成26年9月3日、総務常任委員会に付託されました議案であります。皆様のお手元に配付のとおり、委員長より審査報告書が提出されております。

本報告書の朗読を省略し、委員長の報告を求めます。

14番、中村君。

○総務常任委員会委員長(中村勘太郎君) 陳情第4号、地方財政の充実・強化を求める意見書採択についての委員長からの報告をさせていただきます。

地方財政の安定的な行政運営を実現するため地方交付税総額の拡大等に向けて の陳情となっているため、総務常任委員会においては採択といたしましたので、 妥当なご決議をひとつよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長(川崎直文君) これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(川崎直文君) ないようですから、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ありませんか。

討論なしと認めます。

採決します。

本件に対する委員長の報告は採択です。陳情第4号、地方財政の充実・強化を 求める意見書採択についての件を採択することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(川崎直文君) 異議なしと認めます。

よって、本陳情書は採択されることに決定しました。 暫時休憩します。

(午前11時26分 休憩)

(午前11時28分 再開)

○議長(川崎直文君) 休憩前に引き続き再開いたします。

お諮りいたします。

ただいま、中村君外4名から発議第6号、地方財政の充実・強化を求める意見 書についての件が提出されました。

この際、本件を日程に追加し、追加日程第1として、直ちに議題といたします。 これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(川崎直文君) 異議なしと認めます。

よって、本件を日程に追加し、追加日程第1として、直ちに議題とすることに 決定しました。

~追加日程第1 発議第6号 地方財政の充実・強化を求める意見書について~

○議長(川崎直文君) 追加日程第1、発議第6号、地方財政の充実・強化を求める 意見書についての件を議題とします。

議案の朗読をさせます。

事務局長。

○議会事務局長(清水 満君) 朗読します。

発議第6号

地方財政の充実・強化を求める意見書について

上記の議案を別紙のとおり、永平寺町議会会議規則第14条の規定によって提出します。

平成26年9月17日

永平寺町議会議長 川 崎 直 文 様

提出者 永平寺町議会議員 中 村 勘太郎 賛成者 " 江 守 勲 " 齋 藤 則 男 " 伊 藤 博 夫 " 奥 野 正 司

地方財政の充実・強化を求める意見書(案)

被災地の復興、子育て、医療、介護などの社会保障、環境対策など、地方自治体が担う役割は年々拡大しており、地域の財政需要を的確に見積もり、これに見合う地方交付税及び一般財源総額を確保する必要があります。

また、経済財政諮問会議などで法人実効税率の見直しや償却資産に係る固定資産税の減免などが議論されていますが、公共サービスの質の確保をはかるためにも、安定的かつ地域偏在性の小さい地方税財源を確立することが極めて重要です。

地方自治体の実態に見合った歳出・歳入を的確に見積もるためには、国と地方 自治体の十分な協議を保障した上で、地方財政計画、地方税、地方交付税のあり 方について決定する必要があります。

公共サービスの質の確保と地方自治体の安定的な行政運営を実現するため、2 015年度の地方財政計画、地方交付税及び一般財源総額の拡大にむけて、政府 に下記の対策を求めます。

記

- 1. 地方財政計画、地方税のあり方、地方交付税総額の決定に当たっては、国の 政策方針に基づき一方的に決するのではなく、国と地方の協議の場で十分な 協議のもとに決定すること。
- 2. 社会保障分野の人材確保と処遇改善、農林水産業の再興、環境対策などの財

政需要を的確に把握し、増大する地域の財政需要に見合う地方財政計画、地方交付税及び一般財源総額の拡大をはかること。

- 3. 復興交付金については、国の関与の縮小をはかり、採択要件を緩和し、被災 自治体がより復興事業により柔軟に活用できるよう早急に改善すること。ま た、被災地の復興状況を踏まえ、集中復興期間が終了する2016年度以降 においても、復興交付金、震災復興特別交付税を継続して確保すること。
- 4. 法人実効税率の見直しについては、課税ベースの拡大などを通じ、地方税財源の確保をはかった上で、地方財政に影響を与えることのないようにすること。また、法人事業税については、安定的な税収確保や地域偏在性の縮小をめざす観点から、現行の外形標準課税の充実をはかること。
- 5. 償却資産にかかる固定資産税については、市町の財政運営に不可欠な税であるため、現行制度を堅持すること。
- 6. 地方交付税の別枠加算・歳出特別枠については、地方自治体の重要な財源となっていることから現行水準を確保すること。また、増大する地方自治体の財政需要に対応し、臨時的な財源から、社会保障や環境対策などの経常的な経費に対応する財源へと位置付けを改めること。
- 7. 地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化をはかり、小規模自治体に 配慮した段階補正の強化、市町村合併の算定特例の終了を踏まえた新たな財 政需要の把握について、引き続き対策を講じること。
- 8. 人件費削減など行革指標に基づく地方交付税の算定は、交付税算定を通じた 国の政策誘導であり、地方自治、地方分権の理念に反するものであることか ら、このような算定を改めること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成26年 9月 日

永平寺町議会

【提出先】

內閣総理大臣 內閣官房長官 総務大臣 財務大臣 內閣府特命担当大臣(経済財政政策担当) 経済産業大臣 以上です。

○議長(川崎直文君) 提案理由の説明を求めます。

14番、中村君。

○総務常任委員会委員長(中村勘太郎君) ただいま陳情第4号が採択されまして、 今、事務局より皆さんのお手元に意見書提出をさせていただきました。

政府機関に意見書の提出をさせていただくことによりまして、一応総務委員会 のほうで議論させていただきました。皆さんに妥当な決議をよろしくお願いいた したいと思います。

以上です。

○議長(川崎直文君) これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

ないようですから、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ありませんか。

討論なしと認めます。

採決します。

発議第6号、地方財政の充実・強化を求める意見書についての件を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(川崎直文君) 異議なしと認めます。

よって、原案のとおり可決されました。

よって、原案のとおり意見書を関係官庁に提出することに決定しました。

~日程第12 陳情第5号 手話言語法制定に関する陳情について~

○議長(川崎直文君) 次に、日程第12、陳情第5号、手話言語法制定に関する陳 情についての件を議題とします。

本件は、去る平成26年9月3日、教育民生常任委員会に付託されました議案であります。皆様のお手元に配付のとおり、委員長より審査報告書が提出されております。

本報告書の朗読を省略し、委員長の報告を求めます。

2番、滝波君。

○教育民生常任委員会委員長(滝波登喜男君) 陳情書、手話言語法制定に関する陳 情について。 9月12日、当委員会では、委員全員出席のもと慎重に審議をいたしました。 手話は、聾者にとって大切な情報獲得とコミュニケーションの手段として大切な ものであります。私たちは、国会審議や総理大臣の演説のテレビ中継で手話通訳 されているのをよく目にいたします。しかし、陳情書の中にあるように、ことし 1月20日、国連に障害者権利条約の批准書を提出し締約したのが140番目の 国であったことは驚きであり、余りにも遅いと思われます。

本町では手話を使われる聾者の方が約10名いらっしゃると聞いておりますが、子どもから大人まで、障がい者から健常者までも全ての町民がこの永平寺に住んでいてよかったと思われるまちづくりを目指しています。この町で多くの町民が手話サークルや手話教室などで手話に親しみ、そして使えるようになったらどんなにすばらしいことでしょう。互いのコミュニケーションを図り通じ合えることがどれだけ幸せなことでしょうか。そのためにも、国が手話言語法を制定することが重要なことであります。

よって、本委員会では、社会福祉法人福井県視聴覚障がい者協議会の提出されている手話言語法制定に関する陳情書を全委員一致で採択することを決議いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長(川崎直文君) これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(川崎直文君) ないようですから、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(川崎直文君) 討論なしと認めます。

採決します。

本件に対する委員長の報告は採択です。陳情第5号、手話言語法制定に関する 陳情についての件を採択することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(川崎直文君) 異議なしと認めます。

よって、本陳情書は採択されることに決定しました。

暫時休憩します。

(午前11時39分 休憩)

(午前11時40分 再開)

○議長(川崎直文君) 休憩前に引き続き再開いたします。

お諮りいたします。

ただいま、滝波君外5名から発議第7号、手話言語法制定に関する意見書についての件が提出されました。

この際、本件を日程に追加し、追加日程第2として、直ちに議題といたします。 これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(川崎直文君) 異議なしと認めます。

よって、本件を日程に追加し、追加日程第2として、直ちに議題とすることに決定しました。

~追加日程第2 発議第7号 手話言語法制定に関する意見書について~

○議長(川崎直文君) 追加日程第2、発議第7号、手話言語法制定に関する意見書 についての件を議題とします。

議案の朗読をさせます。

事務局長。

○議会事務局長(清水 満君) 朗読します。

発議第7号

「手話言語法」制定を求める意見書について

上記の議案を別紙のとおり、永平寺町議会会議規則第14条の規定によって提出します。

平成26年9月17日

永平寺町議会議長 川 崎 直 文 様

喜男	登喜	波	滝	永平寺町議会議員	提出者
栄	直	元	金	IJ	賛成者
惠子	千馬	岡	長	IJ	IJ
誠		田	上	IJ	IJ
傅		畑	小	IJ	IJ
要		井	酒	IJ	"

「手話言語法」制定を求める意見書(案)

手話とは、日本語を音声ではなく手や指、体などの動きや顔の表情を使う独自 の語彙や文法体系をもつ言語である。手話を使うろう者にとって、聞こえる人た ちの音声言語と同様に、大切な情報獲得とコミュニケーションの手段として大切 に守られてきた。

しかしながら、ろう学校では手話は禁止され、社会では手話を使うことで差別 されてきた長い歴史があった。

今年1月20日、国連に障害者権利条約の批准書を提出し、日本もようやく1 40番目の契約国となった。障害者権利条約には、「手話は言語」であることが 明記されている。

障害者権利条約の批准に向けて日本政府は国内法の整備を進め、2011(平成23)年8月に成立した「改正障害者基本法」では「全て障害者は、可能な限り、言語(手話を含む。)その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と定められた。また、同法第22条では国・地方公共団体に対して情報保障施策を義務づけており、手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、きこえない子ども・大人ともに手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、更には手話を言語として普及、研究することのできる環境整備に向けた法整備を国として実現することが必要であると考える。

よって本町議会は、政府と国会が下記事項を講ずるよう強く求めるものである。

記

1. 手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、きこえない子ども・大人ともに手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、更には手話を言語として普及、研究することのできる環境整備を目的とした「手話言語法(仮称)」を制定すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成26年9月 日

内閣総理大臣 殿

永平寺町議会

以上です。

○議長(川崎直文君) 提案理由の説明を求めます。2番、滝波君。

○教育民生常任委員会委員長(滝波登喜男君) 先ほど陳情書採択のところで理由を 述べましたとおりでございます。

どうか議員の皆様におかれましては、今回の手話言語法制定を求める意見書に ご同意いただけますようお願いをいたしまして、提案の理由といたします。

○議長(川崎直文君) これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(川崎直文君) ないようですから、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(川崎直文君) 討論なしと認めます。

採決します。

発議第7号、手話言語法制定に関する意見書についての件を原案のとおり決定 することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(川崎直文君) 異議なしと認めます。

よって、原案のとおり可決されました。

よって、原案のとおり意見書を関係官庁に提出することに決定しました。

~日程第13 閉会中の継続審査の申出~

○議長(川崎直文君) 次に、日程第13、閉会中の継続審査の申し出の件を議題と します。

予算決算常任委員会の委員長から、目下、委員会において審査中の事件について、お手元に配付しました申出書のとおり、会議規則第75条の規定により閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。

委員長からの申出書のとおり、閉会中の継続審査に付することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(川崎直文君) 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定しました。

~日程第14 閉会中の継続調査の申出~

○議長(川崎直文君) 次に、日程第14、閉会中の継続調査の申し出の件を議題と します。

総務常任委員会、教育民生常任委員会、産業建設常任委員会、議会運営委員会、 予算決算常任委員会、議会行財政改革特別委員会、議会広報特別委員会の各委員 長から、目下、各委員会において調査中の事件につき、会議規則第17条の規定 により、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があ ります。

お諮りします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議あり ませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(川崎直文君) 異議なしと認めます。

よって、本件は各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決しました。

お諮りいたします。

本定例会の会議に付された事件は全て議了しました。

暫時休憩します。

(午前11時48分 休憩)

(午前11時48分 再開)

○議長(川崎直文君) 休憩前に引き続き再開いたします。

会議規則第7条の規定により、本日で閉会したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(川崎直文君) したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。 これで本日の会議を閉じます。

各議員におかれましては、去る9月3日開会以来15日間にわたり、その間、

提案されました幾多の重要案件を終始極めて熱心にご審議いただき、本日ここに 全日程を終了できましたことを心から深く感謝申し上げます。今後とも議会運営 につきましては、皆様方の格段のご協力をお願い申し上げる次第であります。

なお、理事者におかれましては、会期中、その都度指摘されました諸点について十分留意、尊重されるとともに、執行に当たっては、真に町民の福祉向上のため万全を期されることを特にお願い申し上げます。

これで本日の日程は全て終了しました。

会議を閉じます。

平成26年第5回永平寺町議会定例会を閉会します。

町長より閉会の挨拶を受けます。

河合町長。

○町長(河合永充君) 閉会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

議員の皆様には、本定例会にご提案申し上げました平成26年度補正予算を初めとする重要案件について、慎重にご審議をいただき、ご決議やご承認を賜り、まことにありがとうございました。

さて、敬老の日に合わせ、園児による歌の発表や健康体操など、長寿を祝う敬老会が開催され、800名の元気な高齢者の皆様に参加をいただきました。こうして高齢者の皆様と長寿を喜び合えることを大変うれしく思っております。今の私たちが笑顔で豊かな生活を送ることができるのは、諸先輩方が築き上げてくださった礎あってのことで、その行動力と創造力に深く感謝を申し上げます。

今月4日に発足した第2次安倍改造内閣では、元気で豊かな地方創生に全力を挙げることを公約に、人口減少対策や地域活性化に対し、従来の省庁縦割り型行政ではなく、連携を図り、施策の司令塔として位置づけるまち・ひと・しごと創生本部を新たに設置しております。地方での雇用創出や女性、子育てへの支援、若者Uターン支援等、今後示される具体的な施策について十分検討してまいりたいと考えております。

また、国においても経済再生と健全財政、人口減少対策は早期に取り組む重要 課題であり、本町においても同様に取り組む施策であると認識をしておりますの で、財政に十分配慮しながら、今必要なサービスの充実と将来の活力あるまちの 推進に向け全力で進めてまいりますので、ご指導、ご協力をお願い申し上げます。

日中はまだ残暑の厳しい日が続いておりますが、朝晩は随分しのぎやすくなってまいりました。これから季節の変わり目を迎えますので、議員の皆様におかれ

ましては健康に十分留意され、町政発展により一層のお力添えを賜りますとともに、これからのご活躍をご祈念申し上げまして、閉会のご挨拶といたします。 (午前11時55分 閉会) 地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

永平寺町議会議長

永平寺町議会議員

永平寺町議会議員